

古河市 子ども **夢** 交付金 Q&A



夢交付金のギモン、
トコトン答えま〜す！

《対象団体》

Q1.別の団体が主催するイベントに参加するといった場合も対象になるの？

A1.単にそこへ参加しただけでは対象になりません。対象となり得るのは、他の団体や実行委員会形式等のイベントに参加しつつ、その中で主体的に自然体験活動等(→Q5 参照)を行った場合などです。

Q2.同じ活動に、上位団体と傘下の団体がそれぞれ申請すれば交付金は両方もらえるの？

A2.双方から申請があっても交付されるのはどちらか一方です。

上位団体	申請団体として認める団体
古河市子ども会育成連合会	三小学区子ども会、釈迦小学区子ども会 等
古河市 PTA 連絡協議会	西牛谷小 PTA、諸川小 PTA 等
古河市体育協会	野球連盟、サッカー協会 等
スポーツ少年団	バレーボールスポーツ少年団、剣道スポーツ少年団 等

※表は、上位と傘下の関係を持つ団体の例

Q3.上位団体の事業計画による傘下団体の活動は対象になるの？

A3.上位団体の事業計画に市から補助金等が交付されている場合は(二重交付のため)対象になりません。なお、その事業との抱き合わせや、単体で主体的な自然体験活動等を行うといった場合はこの限りではありません。

Q4.複数団体でイベントを開催する場合の申請方法は？

A4 .各団体からそれぞれ申請をお願いいたします(対象子どもの数は、同一人を重複してカウントできません)。申請の方法についてはお問い合わせください。

《対象となる活動》

Q5.交付の対象となる活動にはどんなものがあるの？

A5.活動の種類とその具体例は以下のとおりです。その他該当になりそうな活動はご相談ください。

活動の種類	内容
自然体験活動	自然体験 (例)夏野菜収穫体験、じゃがいも掘り体験、植物採集、飯盒炊飯、自然観察会、ホテル観賞会、秋の森林体験ツアー、さつまいも収穫祭、田植え体験、稲刈り体験
科学体験活動	科学実験教室・工作教室 (例)子ども電子工作教室、おもしろ理科先生、星空観察、プログラミング体験
社会奉仕体験活動	清掃活動・環境美化活動・施設訪問 (例)お掃除大作戦、ごみ拾い、福祉施設ボランティア
職場体験活動	職業体験・インターンシップ (例)子どもビジネス教室、お仕事なりきり道場
文化的・伝統的行事の体験活動	伝統文化教室 (例)お囃子体験、提灯竿もみまつり、たこあげ大会
総合的な体験活動	体験教室 (例)古代人体験、電気とガスのない調理実習、栗アイス作り体験、スポーツ体験、避難所体験、そば打ち体験、スノードーム作り、クリスマスツリー&リース作り、学校キャンプ、銅板レリーフ作り、ピザ作り体験
交流を目的とする活動	世代間交流 (例)昔遊びを体験しよう、夜の学校体験、ドッジボール大会、球技大会、ラジオ体操、チャレンジランキング大会、ウォーキング大会、行政区夏祭り、ビーチボールバレー大会、三世代交流会、ウォークラリー、幼児ふれあい体験
フォーラム等普及活動	

※活動は、参加者や関係者の感染症対策に十分配慮した上で行ってください。

Q6.対象外の活動は？

A6.以下のような活動は対象になりません。

- ・講演会のみのも事業
- ・スポーツ少年団の通常活動で、技術の習得を目的としたものや大会の開催
- ・施設見学が中心のもの
- ・食事中心の活動・お楽しみ会等
- ・学校教育活動の一環として行われるもの

Q7.申請し、受け付けされた事業はすべて交付の対象ですか？

A7.申請内容を審査し、交付金の対象として認められない事業は対象外となります。また、1事業の交付の限度額は参加した子ども 1 人当たり 2,000 円までとなります。

《対象経費》

Q8.交付決定額は満額いただけますか？

A8.活動後に提出された実績報告をもとに、経費に係る審査を行います。対象外となった経費は申請額から除かれます。

Q9.当初見込んでいた参加者数が実際にはもっと多くなり経費も大きくなったのですが、決定された交付金を上回る請求はできますか？

A9.交付決定通知書に記載された金額が支出の限度額となりますのでご注意ください。

Q10.使った経費はどのように実績報告書に添付すればよいですか？

A10.内訳の分かる領収書(買った品物が分かる)のコピーを支出項目別に糊付けして提出してください。領収書の名前は必ず交付を決定した団体名とし、個人名等の場合は対象外です。また、原則領収書のないものは経費と認められませんが、何らかの理由で領収書発行ができないものは、その内容を明らかにした書類(支払日や金額、内容が記載された団体長の印のある支払伝票など)をご提出ください。

Q11.悪天候等を理由として中止となった場合、交付金の支払いはないの？

A11.やむなく中止となった場合でも保険やレンタルなど払い戻しのできないもの（食糧費は含みません）は対象とさせていただきます。

Q12.対象経費として計上できるのはどんなもの？

A12.対象経費は要項の別表に費目ごとに記載されています。なお消耗品費と食糧費に関する具体例は以下をご参考ください。

対象経費	具体例
消耗品費	<p>○事務用品、材料および資材の購入費等</p> <ul style="list-style-type: none">・紙製品 チラシや活動資料等作成のためのコピー用紙、賞状用紙、原稿用紙、各種封筒、ガムテープ、紙ひも、荷札、ノート、手帳、ファイル、折紙、色紙、短冊、メモ、付箋、セロテープ、画用紙 等・事務用品 チラシや活動資料等作成のためのインク代、鉛筆、各種クリップ、消しゴム、画鋏、修正液、のり、セメダイン、はさみ、虫ぴん、ゴム板、のり、ボールペン 等・救急用品 ガーゼ、包帯、脱脂綿、氷のう、消毒スプレー、虫よけスプレー 等・感染症対策 消毒液、マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋 等・他の種別に属さない消耗品 雑巾、竹竿、バケツ、ふきん、箒、ボール、マッチ、モップ、録音テープ、めん棒、口ウソク、ちょうちん、軍手、乾電池、ごみ袋 等
食糧費	<p>○調理等を行う活動の食材 (例:そば打ち体験のためのそば粉、ピザ作り体験のための野菜 等)</p> <p>○(熱中症対策の)水、氷、スポーツドリンク、お茶、経口補水液</p>

Q13.スタッフ内に高校生がいますが、対象子どもとしてカウントできますか？

A13.年齢や在住要件を満たしていても、指導者側(講師やその補助員)として参加する場合は「対象子ども」に含むことはできません。

Q14.イベントで使う机やイスの購入はできますか？

A14.机やイスは備品の類となるため対象経費には含まれません。また、他の事業でも使える可能性が高いもの(テントなど)も対象外となります。購入したいものが備品にあたるかどうかは事前に問い合わせください。

Q15.バーベキュー大会を行いたいのですが食糧費の対象になりますか？

A15.食糧費は子ども達が体験活動として調理を行う場合に限定します。そのため、大人が調理を行い子どもに豚汁等を振る舞う場合や体験を伴わないバーベキューの食材等は食糧費の対象外です。

Q16.交付決定を受ける前に買ったものは交付対象となりますか？

A16.交付決定前に購入したものや使用料などは対象になりません。物品の購入等は決定通知書の到着を待ってご対応ください。

Q17.当初は参加者 10 名以上を見込み申請しましたが、学級閉鎖等により実際には 10 名未満の参加となりました。交付金はいただけませんか？

A17.本事業は対象子ども 10 名以上での体験活動を基本としています。感染症拡大等のやむを得ない理由により 10 名未満となった場合は、参加者が減少した背景や要因を実績報告書の「活動後の評価」に記した上で事務局までご相談ください。

問い合わせ先

〒306-8601 古河市長谷町 38-18

古河市教育委員会生涯学習課青少年係

TEL 0280-22-5111(内線 2110)

FAX 0280-22-7114